

2011年2月7日

岐阜県中小企業団体中央会
会長 辻 正 様

日本労働組合総連合会
岐阜県連合会（連合岐阜）
会長 三尾 禎一



2011年春季生活闘争に関する要請書

平素は連合岐阜の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本経済は、長期低成長とデフレからの脱却ができず、失業と非正規労働者の増大、ワーキングプア、中小企業と農業の危機、社会保障の抑制による老後不安・負担増など、経済的、社会的矛盾はますます顕著になっています。産業空洞化は進み、世界における日本の経済的地位が低下すると同時に、国民の中に先行き不安や閉塞感が増してきています。

こうした中で、連合は2011年春季生活闘争方針で「今、求められるのは労働条件の復元、格差の是正をはかることであり、労使が危機感を共有し、家計・企業のバランスの歪みを修正・解消することである。それがデフレ脱却への道であり、そうした努力が個人消費の回復、働くモチベーションの向上につながり、産業・企業競争力の強化をもたらすこととなる」と訴えています。

連合岐阜は、本部方針を基本に、地域のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、県内の中小地場企業で働く者とパートタイム・契約・派遣などの非正規労働者に焦点をあて、雇用の安定、公正分配、格差是正と処遇改善及び法令遵守に向け、以下の事項について要請します。

つきましては、貴会参加の各団体・企業に対し指導と周知を行っていただくようお願いいたします。

1. 雇用の安定・創出について

- (1) 「雇用の安定は社会の安定の基盤である」ことを労使共有の認識とし、雇用の維持・安定さらに創出に向け、労使による真摯な話し合いと協力を要請します。
- (2) 特に、過去最低水準を記録し続けている大学新卒者の就職内定率改善を含め、若年者の就職機会の拡大と円滑な就労促進に向け、採用拡大奨励金やトライアル雇用奨励金等の制度を活用するなど、積極的な取り組みを要請します。
- (3) 非正規労働者の多くは有期契約労働者であり、不安定な雇用や処遇面でさまざまな問題があります。勤続年数の短さは職務経験の蓄積や職業能力形成の困難さにつながり、賃金格差の一因ともなっています。同一価値労働同一賃金の原則のもと、均等・均衡待遇の実現、そして雇用構造の歪みの是正に向けた取り組みを要請します。

2. 労働条件の復元・格差是正（すべての労働者の処遇改善）

- (1) 日本経済が長期停滞から脱却できない原因の一つとして、家計部門と企業部門間における付加価値の配分の歪みが考えられます。「家計」つまり勤労者の生活に、日本の経済成長の恩恵が確実に伝わるような経済社会を目指し、連合はすべての労働者のため賃金水準の復元・格差是正の観点から1%を目安に適正な配分を求めます。
- (2) 非正規労働者においては、均等・均衡を見据え、時間給換算で正規労働者を上回る引き上げを求めます。
- (3) 連合岐阜では、特に中小・地場企業における賃金水準の向上を図るため、毎年「地域ミニマム基準」（別紙）を設定し、地域において「これ以下の賃金水準の労働者をなくす」運動を展開しています。地域経済の活性化と格差の是正、安心・安全な社会の実現に向け、非正規労働者を含めた地域全体の賃金水準底上げにご理解とご協力を要請します
- (4) 各産業・企業によってそれぞれ置かれた環境が違ふことは理解しつつも、実態の共有化による労使協議会の充実を要請します。
- (5) 全従業員を対象とした企業内最低賃金協定の締結に向けた指導を要請します。

3. 長時間労働の是正及び法令の遵守について

- (1) 昨年4月1日から労働基準法が改正されました。総実労働時間の縮減や時間外割増率の引き上げなど、ワーク・ライフ・バランスの実現と法令遵守の観点から適切な指導と周知を要請します。
あわせて、政労使で進める「はつらつ職場づくり宣言」の積極的な推進についても引き続き指導と周知を要請します。
- (2) 昨年末に岐阜労働局が公表した、県内企業の2009年度の賃金不払い残業（サービス残業）是正結果は総額で3億円を超えるなど、まだまだ法令違反が多く見受けられます。労働基準法や労働契約法をはじめ労働関係法規の遵守にむけて指導と周知を要請します。

以 上